

追加説明事項1

(条例で定める必要がある事項 資料1 P4①ア、資料2 1 (1))

本人開示等請求に係る手数料の設定

【審議事項】

本人開示等請求に係る費用負担について、その位置付け、開示方法による手数料の設定、徴収の時期等について

【現行条例における取扱い】

現行条例では、開示等に係る手数料を無料としつつ、写しの交付を受ける者に対して、当該写しの交付等の作成に要する費用として、実費相当額の負担を求めている。

実費の徴収の方法については、納付書により、開示決定後から実際に保有個人情報を開示するまでの間に、銀行又は窓口において徴収することとしている。

また、閲覧、聴取又は視聴による開示の実施に係る費用については、開示請求者にその負担を求めておらず、無料としている。

【改正法における取扱い】

改正法においては、開示請求をする者に対して「実費の範囲内において条例で定める額の手数料」の負担を求めることとされており、その費用負担の仕組みを新たな条例で定めることとされている。

また、国の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」(以下「ガイドライン」とする。)においては、実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること(例えば、従量制とすること。)や、手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること。)も可能であると記載されている。

徴収の方法についても、実際に保有個人情報を開示する時点で徴収することも考えられると記載されている。

【方向性の検討】

費用負担については、以上を踏まえつつ、現行条例における取扱いや情報公開制度及び行政不服審査制度における費用負担との均衡を図る必要がある。

・第1案

実費の範囲内で手数料の額を設定する。

・第2案

手数料を無料とし、これまでと同様に実費として徴収する。

以上の2案について検討する。

案1と案2の比較対象としては、手数料を徴するか、手数料を無料とし実費として徴するかとなる。

手数料と実費の性質の違いについては、次の表のとおりとなる。

【比較表】

	手数料	実費
性質	地方公共団体が当該団体の事務で、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため又は報償として条例に基づき徴収するもの	地方公共団体が公権力に基づいて徴収するものではなく、私法上の契約関係に基づき実費を徴収するもの（条例に基づかないもの）

この性質の違いを踏まえると、個人情報の開示請求に対する開示の実施については、その性質上、あくまで本人の請求に基づき、当該本人という特定の者のために提供する公の役務と捉えられる。

情報公開制度については、市の文書は市民の文書であるという趣旨から、市民等については手数料を無料とし、市民等に該当しない者からの請求については、1件当たり300円を手数料として徴することとしている。

八潮市情報公開条例の手引によると、この金額の差は、「税の公平性及び市との利害関係等との観点から手数料の徴収を義務付けるもの」であるとされている。

一方、個人情報保護制度については、市が収集する個人情報は市民のみならず、市民以外の市外の個人及び法人等も収集していることから、情報公開制度のように公平性の観点から、市民と市民以外との間に金額の差を設ける合理的理由は見当たらない。

そのため、個人情報の開示請求にあたっては、市民か市民でないかに関わらず、同一の手数料を負担してもらう必要がある。

そこで、第1回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会では、第1案を提案したところである。

しかし、第1案では、「実費」を「手数料」にすることで、八潮市情報公開条例との整合性を保つことができなくなってしまう、開示請求者に混乱を与えてしまう可能性がある。

このことから、第2案の「手数料を無料とし、これまでと同様に実費として徴収する。」で検討し直すことを考えている。

今後の費用負担については、市民サービスの低下を招くことがないよう、従来と同様に現行条例の取扱いを維持することとする。

【新たな条例の方向性】

- ・「手数料」を無料とし、「実費」として、実費相当分の費用を負担していただく。具体的な額については現行と同様に実費相当分の費用を定めることとする。（詳細については、下の図を参照）
- ・徴収の方法についても、現行と同様に、納付書により、開示決定後から実際に保有個人情報を開示するまでの間に、銀行又は窓口において徴収することとする。

＜実費相当分負担額の例＞

	現 行	施行条例
費用負担の 位置付け	実費相当額	
白黒 1 枚の場合	A4サイズ片面 1 枚につき 10 円	
カラーの場合	A4サイズ片面 1 枚につき 50 円	
(例) USB、光ディスク等 の媒体による場合	実費相当額	
閲覧、聴取又は視 聴による場合	無料	

追加説明事項2

(条例で定めることが法律上必要な事項 資料1 P4①イ)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の設定

【審議事項】

匿名加工情報制度の導入及び当該利用に係る手数料の設定について

【匿名加工情報制度の導入の背景】

匿名加工情報制度(改正法以前については、行政機関等が作成するものは非識別加工情報)については、平成28年の法改正により、法の目的規定について、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮」とした文言が加えられ、個人情報の利活用という観点から導入された制度である。

具体的には、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工して匿名加工情報¹を民間事業者¹に提供する制度(ビッグデータの活用)のことである。

【現行条例における取扱い】

上記の国による匿名加工情報制度の導入を受け、本市においても、平成29年度に本審議会に対し、「八潮市個人情報保護条例の見直し」について諮問を行い、この際の具体的な審議事項として非識別加工情報の導入についてご審議いただいた。

審議会による審議の結果、以下のとおり審議会からの答申を得て、その内容を踏まえて検討した結果、「非識別加工情報」の導入を見送ったものである。

【平成29年11月22日「八潮市個人情報保護条例の見直しについて(答申)」より抜粋】

4 非識別加工情報に係る制度の導入について

行政機関個人情報保護法が改正され、国の行政機関が保有する個人情報について、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、非識別加工情報を事業者¹に提供する仕組みが導入された。

国は、地方公共団体の保有する個人情報についても、その適正かつ効果的な活用は、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな生活の実現に資するものであるとの考えを示している。また、同様の観点から官民データ活用推進基本法において、官民データ活用の推進に関し、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等が規定されているところである。

¹ 個人情報について、特定の個人が識別できないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこと

一方で、市においては、国と同様に個人情報を復元できないように非識別化する技術があるか、非識別加工情報を導入した場合にチェック機能をどのように有効的に働かせることができるのか、個人情報の標本数が少ない場合には基準に従って非識別化したとしても特定の個人が識別されるおそれは払拭できないのではないかと懸念がある。

また、現時点においては、非識別加工情報に係る制度の導入に積極的である地方公共団体は埼玉県内においても寡少な状況との報告もあった。

当審議会としては、非識別加工情報に係る制度の導入については、当該制度を導入することにより得られる経済効果等のメリットや情報漏洩等のリスクを見極めながら、時間を掛けて慎重に検討することが適当であると考えます。

なお、当該検討事項については、埼玉県その他の地方公共団体の動向や国及び埼玉県が策定する官民データ活用推進基本計画等も参考に適宜検討を継続するべきであると考えます。

今回の導入の検討に当たり、非識別加工情報を導入している自治体を確認したところ、総務省の「匿名加工されたデータの利活用に向けた課題」によると、非識別加工情報を導入している自治体は、令和元年8月末現在、6団体（鳥取県、和歌山県、千葉県市川市、愛媛県伊方町、宮崎県五ヶ瀬町、岩手県九戸村の2県1市2町1村）であった。

【改正法における取扱い】

改正法においては、「匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。」と規定されている。

一方で、法附則第7条において、匿名加工情報制度の導入については、当分の間は、都道府県及び指定都市のみに適用され、その他の地方公共団体については、導入は任意とされている。

【方向性の検討】

①匿名加工情報制度を実施するかどうか、②制度を実施することとした場合はその利用に係る手数料の設定について、検討することとなる。

まず、新たな条例の施行に合わせて、匿名加工情報制度を実施することについては、全国的に匿名加工情報制度に関して導入及び利活用の事例が少なく、具体的な事務についても想定が難しく、提供する匿名加工情報について、確実に個人情報を復元できないように加工する技術を確立している業者へ委託後、加工された情報から個人情報が読み取ることができなくなったかどうかを確認することが難しい等の課題が考えられる。

次に、市が保有する情報のうち、どのようなものについて需要があるかについて検討する必要がある。

この点、国の個人情報保護委員会では、匿名加工情報の利活用の事例について、次のとおり示している。

- ・ポイントカードの購買履歴や交通系 IC カードの乗降履歴等を複数の事業者間で分野横断的に利活用することにより、新たなサービスやイノベーションを生み出す可能性
- ・医療機関が保有する医療情報を活用した創薬・臨床分野の発展や、カーナビ等から収集される走行位置履歴等のプローブ情報を活用したより精緻な渋滞予測や天候情報の提供等により、国民生活全体の質の向上に寄与する可能性

【個人情報保護委員会 HP から抜粋】

以上の事例にあるような情報については、本市の事務としてそもそも取り扱うことは想定されないものが多いこと、また、非識別加工情報制度が導入されて以降、民間事業者等からの非識別加工情報の提供についての依頼はない。

また、国の個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」においても、「既に制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいことや、地方公共団体等において非識別加工情報に関する十分な知見を持った人材がいないことなどから、非識別加工情報の提供制度の適正な運用の確保に対して懸念があるとの指摘がある。」とした上で、「以上を考慮し、地方公共団体等についても、非識別加工情報（一元化後に「匿名加工情報」に統一）の提供制度について行個法（注：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）と同等の規定を適用しつつ、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体等は任意で提案募集を実施することができることが適当である。」と結論付けられ、最終的にこの度の改正法において経過措置が設けられた背景がある。

以上を踏まえると、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施に当たっては、匿名加工情報の事務の手續や加工技術等に関するノウハウの研究が必要となることから、国・都道府県等の動向を注視する必要があるものとする。

【新たな条例の方向性】

行政機関等匿名加工情報制度については、当分の間、導入を見送ることとし、これに伴い、利用のための手数料についても規定しない。

追加説明事項3

(条例で定めることが法律上許容されている事項 資料1 P4②ア、資料2 2 (1))

条例要配慮個人情報の内容

【審議事項】

新たな条例に「条例要配慮個人情報」を規定することについて

【要配慮個人情報の導入の背景】

従来、個人情報保護法が適用される民間部門においては、EUから、日本の個人情報保護制度が十分な水準であることの認定(いわゆる充分性認定)を受け、EUを含む諸外国から日本企業に対する円滑な個人情報の移転を実現することが重要な課題であった。そこで、国際的に整合性のとれた個人情報保護制度とするため、平成27年に個人情報保護法が改正され、特定の個人情報を「要配慮個人情報」として位置付け、その取扱いについて制限規定が設けられた。

また、行政機関個人情報保護法においても要配慮個人情報の定義が設けられ、その施行令において、要配慮個人情報について具体的に定められたところである。

【現行条例における取扱い】

上記の国による要配慮個人情報の導入を受け、本市においても、平成 29 年度に本審議会に対し、「八潮市個人情報保護条例の見直し」について諮問を行い、この際の具体的な審議事項として要配慮個人情報の導入についてご審議いただいた。

審議会による審議の結果、以下のとおり審議会からの答申を得て、その内容を踏まえて検討した結果、法との整合性を図ることとし、現行の条例及び条例施行規則において、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、心身の機能の障がい、健康診断の結果などが含まれる個人情報について、「要配慮個人情報」として定義した。

【平成 29 年 11 月 22 日「八潮市個人情報保護条例の見直しについて(答申)」より抜粋】

3 要配慮個人情報の新設について

現行の条例において、原則として取り扱ってはならないとされている思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報に関する取扱いについては維持しつつ、法改正により新たに定義付けられた「要配慮個人情報」との整合を図ることが適当であると考えます。

なお、自己に関する要配慮個人情報の保有状況等の実態をよりの確に認識し得るようにするため、個人情報ファイル簿においても、要配慮個人情報の有無を記載することが望ましいものと考えます。

また、要配慮個人情報の取扱いについては、通常の個人情報よりも厳しい制限を設けており、本人の同意があるとき、法令に基づくとき、人の生命、身体又は財産の保護を目的とするときを除き、要配慮個人情報を取り扱ってはならないと規定している。

【改正法における取扱い】

改正法においては、民間事業者に対しては、これらの要配慮個人情報について、「本人同意のない収集の禁止」や「本人の事前同意を必要としない第三者提供の例外からの除外」といった制限規定が定められている。

その一方で、行政機関に対しては、行政機関等の長に対し、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれているか否かを記載し、公表することを義務付けていること、要配慮個人情報を含む個人情報が流出した場合における国の個人情報保護委員会への報告を義務付けていることにとどまり、要配慮個人情報のみに適用される取扱いを制限するような規定は設けられていない。

この点について、国は、行政機関においては、事務事業の目的達成に必要な限りで思想、信条などのセンシティブ情報（個人の思想・信条や国家機密など、きわめて慎重に取り扱うべき情報。機微情報のことをいう。）も収集・利用しなければならない場合があることなどを踏まえ、個人情報の類型を問わず、目的達成に必要な範囲を超えた個人情報の収集・利用を制限すべきであると解釈しており、この考え方を改正法にも反映させたものである。

<改正法における要配慮個人情報の規定に係る民間及び行政機関等の比較>

	個人情報取扱事業者 (民間)	行政機関等	<参考> 現行条例
収集の制限	法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合等を除き、本人の同意を得ないで取得してはならない。(第20条)	規定なし	本人の同意があるとき、法令に基づくとき、人の生命、身体又は財産の保護を目的とするときを除き、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。(第7条)
第三者提供の制限	本人の求めに応じて第三者への提供を停止することとしている場合であって、第三者への提供を行う主体、第三者への	規定なし	規定なし

	提供を利用目的とすること、提供項目、提供方法等を本人に通知し、又は知り得る状態に置き、個人情報保護委員会に届出をしたときは、個人データを本人の同意を得ないで第三者に提供することができることとされているが、要配慮個人情報である場合は、この限りではない。(第27条)		
個人情報ファイル	規定なし	個人情報ファイルの名称、要配慮個人情報が含まれる旨等を個人情報保護委員会に通知しなければならない。(第74条)	個人情報ファイルの名称、要配慮個人情報が含まれる旨等を市長に通知しなければならない。(第15条)
個人情報ファイル簿	規定なし	個人情報ファイルの名称、要配慮個人情報が含まれる旨等が記載された個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。(第75条)	個人情報ファイルの名称、要配慮個人情報が含まれる旨等が記載された個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。(第16条)

【条例要配慮個人情報について】

改正法の第60条第5項では「地方公共団体の機関のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」がある場合について、条例でその記述を定めることにより、「条例要配慮個人情報」と位置付けることができるとされている。

この「条例要配慮個人情報」の規定が設けられた背景については、国の内閣官房に設置された「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の資料によると、現に条例で独自の「要配慮個人情報」を定めている地方公共団体が存在していること、また、国の行政機関では保有されることが想定されないが、将来的に地方公共団体独自の新たな

施策の実施に際して保有することが想定される情報で、その取扱いには「要配慮個人情報」と同様に特に配慮が必要な個人情報が生じる場合も想定される。

このような背景から、地方公共団体が条例により「要配慮個人情報」に追加できるとすることが適当であるとされたものである。

【条例要配慮個人情報として定めた場合の効果】

新たな条例に「条例要配慮個人情報」を定めた場合、その取扱いについては、改正法の「要配慮個人情報」と同様の規定の適用を受けることとなり、本人同意のない収集の禁止など要配慮個人情報の性質に着目した制限規定はない。

また、条例の規定の射程範囲は条例を定めた八潮市の組織内部(市の機関)にとどまり、八潮市の民間事業者には、その効果は及ばない。また、その取扱いに関して、国の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」（以下「事務対応ガイド」とする。）P51 においても「法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、(中略)ことは、法の趣旨に照らしできない。」と示されており、新たな条例において、法令以上の制限をかけることはできない。

【方向性の検討】

以上を踏まえ、新たな条例において「条例要配慮個人情報」を定義するかどうかについては、その規定の要否の判断に当たり、本市において本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じている事実やそのおそれがあること、その事実等に係る本市独自の事情や他の法令等における差別や権利利益の侵害の禁止の状況等の範囲を確認する必要があること、特に配慮を要する個人情報であることを条例で明示することがその事実等に係る差別や偏見等に対する個人の権利利益の保護に資することについて、総合的に判断する必要があるものと考えらる。

そこで、国の「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」において、地方公共団体が条例で定める独自の保護措置の部分で挙げられている事項等について個別に検討する。

(1) LGBT に関すること

「LGBT」は、L(レズビアン、女性同性愛者)、G(ゲイ、男性同性愛者)、B(バイセクシュアル、両性愛者)T(トランスジェンダー、性同一性障害を含む性別越境者(こころの性とからだの性の不一致))の頭文字を並べたものであり、性的少数者の総称として用いられている。

このうち、「T(トランスジェンダー、性同一性障害を含む性別越境者)」の方に係る情報うち、性同一性障害に係る医学的知見に基づく診療結果については、法令上の「要

配慮個人情報」に該当するものと考えられている。一方、「T(トランスジェンダー)」の方のうち医療的な治療を必要としない場合や「L」「G」「B」の方の場合については、法令上、「要配慮個人情報」に該当しないものとされており、一概に「LGBT」と一括りにできるものではないものと考えられる。

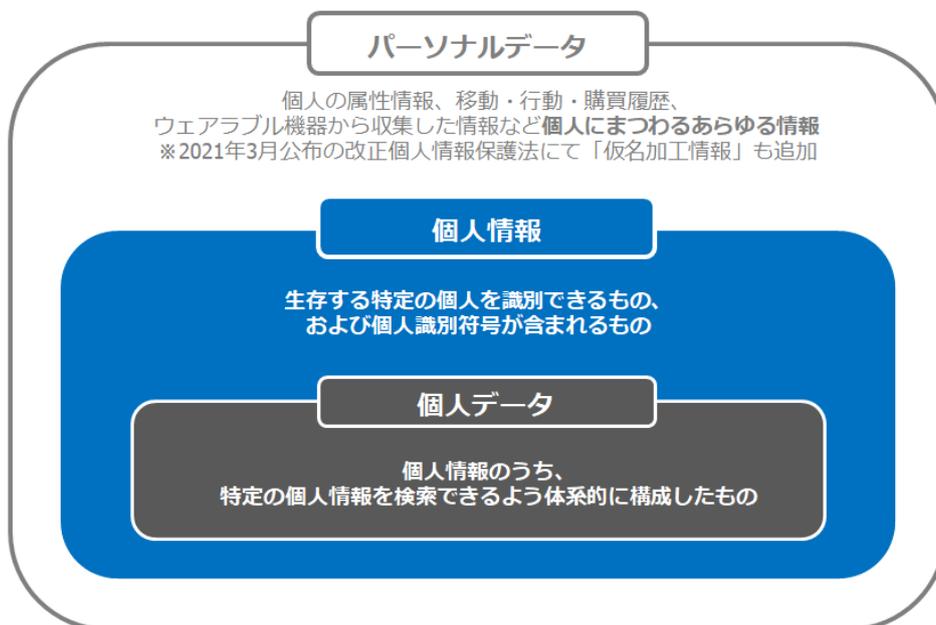
また、性的指向や性自認がはっきりしていない場合や定まっていない場合、どちらかに決めたくない場合など、特定の状況に当てはまらない場合には「Q(クエスチョニング)」を含めて「LGBTQ」と用いられる場合があること、性的指向(好きになる性)、性自認(心の性)のそれぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、「人の属性を表す略称」であり、異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のことを示す「SOGI(そじ)(性的指向及び性自認)」という表現が使用されることがある現状を鑑みると、具体的にどの部分までを「条例要配慮個人情報」とするのかという線引きの課題、どのように「条例要配慮個人情報」として規定するのかという定義付けなどの課題がある。

(2) 生活保護の受給等の状況に関すること

「生活保護の受給等の状況」は、生活保護の実施に当たり把握している「健康状態」や「障がい」、「病歴」など、個人の属性情報として、個人にまつわる広範囲の情報を指すパーソナルデータまでを含んだものである。これらの「健康状態」、「障がい」、「病歴」については、法令上の「要配慮個人情報」に当たるものであり、現にこれらを含んでいる生活保護に関する受給者個人の情報が記録された「保護台帳」等については、要配慮個人情報に含まれるものとして取り扱っている。

そのため、「生活保護の受給等の状況」を「条例要配慮個人情報」とする場合には、その中には、生活保護を受給するための要件としての「健康状態」、「障がい」、「病歴」等の「要配慮個人情報」がすでに含まれていることから、「条例要配慮個人情報」として位置付けることで特段の効果が生じるものではない。

【パーソナルデータと個人情報の関係】



出典：個人情報保護委員会

「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」

(3) 遺伝子情報に関すること

国の事務対応ガイドによると、例えば、医師等により行われた遺伝子検査やその結果に基づく診療等に含まれる遺伝子に関する情報について、改正法の「要配慮個人情報」に該当し得る旨が記載されている。この場合、この例示に当てはまるものは、新たな条例に規定するまでもなく、法律上の要配慮個人情報に該当することとなる。

一方、現時点においては、この例示以外の手段により市の機関が独自に個人に係る遺伝子情報を取得することは想定されない。

【新たな条例の方向性】

現時点においては、新たな条例に「条例要配慮個人情報」は規定しない。

追加説明事項4

(条例で定めることが法律上許容されている事項 資料1 P4②ウ、資料2 2 (3))

本人開示請求等の手続に関する規定(開示等に係る日数等)

【審議事項】

開示決定等の期限の定めについて

【現行条例における取扱い】

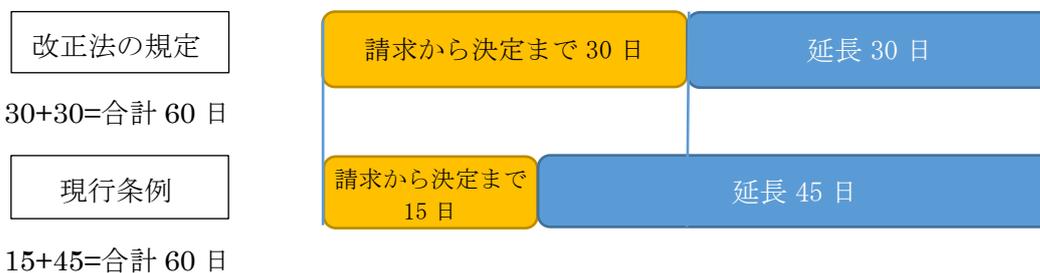
開示請求があった場合におけるその開示決定等の期限については、現行の条例第24条第1項において「開示請求があった日から15日以内にしなければならない。」とされ、また、同条第2項において「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。」とされている。

【改正法における取扱い】

改正法においては、第83条第1項において「開示請求があった日から30日以内にしなければならない。」とされ、また、同条第2項において「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。」とされている。

改正法の施行後は、条例でその期限について定めを規定しない限りは、法の規定が適用されることとなり、現行よりも開示決定等の期限が延長されることとなる。

<現行条例と改正法の比較>



※現行の条例の規定では、「開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。」と規定されているが、改正法との比較のため、表記を「15日+45日=60日」と変更している。

【方向性の検討】

開示請求等の期限について、国のガイドラインによると、新たな条例に定めることにより、法的期間よりも短くすることは許容されるものの、その期間を超えるような規定を置くことは許容されないとしている。

そのため、現行条例と同様の規定を置くことができるかどうかについては、請求から決定までの期間を「15 日」とすることは許容されるが、延長の期間を「45 日」とすることは許容されないとされる。

そこで、新たな条例における開示請求等の期限については、次の 2 つの案が考えられる。

・第 1 案

いずれの期間についても、改正法と合わせる。



・第 2 案

請求から決定までの期間を現行条例と同様とし、延長の期間については改正法と合わせる。



以上の 2 案について検討する。

案 1 と案 2 の比較対象としては、請求から決定までの期間を現行の 15 日とするか、法定期間の 30 日とするかである。

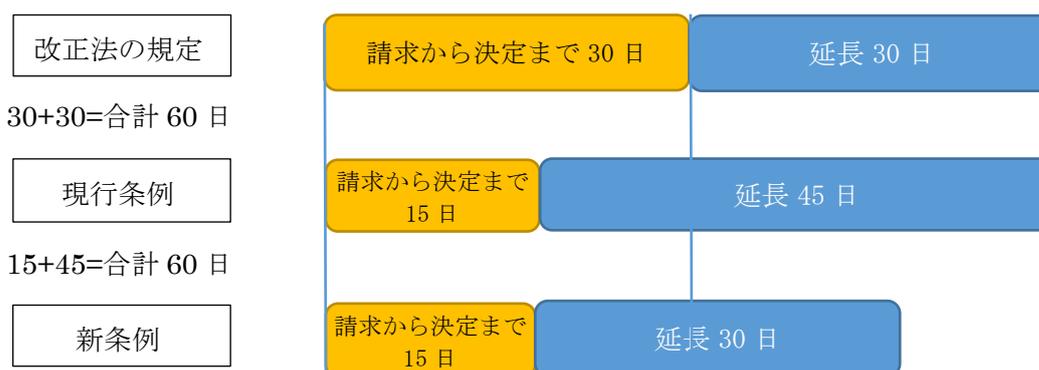
法定期間のとおり 30 日間とした場合、市の機関側としては開示請求があつてから決定するまでの期間が 15 日間延長されることから、これまでと比較して事務に余裕が生じることとなる。一方で、請求者側からすると、これまで 15 日以内に決定されていたものが 30 日間に延長されることで、請求してから実際に開示されたものを手にするまでにこれまで以上に時間を要する可能性があり、市民サービスが低下するものと考えられる。

また、現行の条例のとおり 15 日間とした場合、市の機関側としては、これまでと特段の変更はない。ただし、延長する必要が生じた場合に、これまで最大 60 日以内に決定すれば足りたところ、今後は 45 日以内に決定をする必要が生じる。

【比較表】 請求から決定までの期間について

	市民側		市側	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【案1】 法定期間とする 場合 (30日)	なし	請求してから実際に開示されるまでの日数がこれまで以上にかかる可能性がある。	開示請求に対する事務の対応について、これまでよりも余裕が生じる。	なし
【案2】 現行と同様とする 場合 (15日)	これまでと同様の期間で開示等の決定を受けることができる。	なし	なし	延長する必要があるが生じた場合に、これまで請求から最大60日以内に決定すれば足りたところ、今後は請求から45日以内に決定をする必要が生じる。

<開示決定及び延長期間の比較>



この点について、①一般に、個人情報開示請求の場合は、開示の対象となる文書の量が膨大となることは想定しがたいこと、②仮に請求から決定までの期間を15日、延長の期間を30日とし、合計45日と現行よりも期間を短縮した場合であっても、近年の実績として45日以内に処理することができなかつた事例はないこと、が挙げられる。

これらを踏まえると、請求から決定までの期間について、現行の期間よりも延ばし、法定期間に合わせることに付いて、合理的な理由は見出せない。

【新たな条例の方向性】

案2のとおり、請求から決定までを15日間、延長の期間を30日間とする。

追加説明事項5

(条例で定める必要がある事項 資料1 P4②エ、資料2 2(4))

個人情報 の 適正 な 取 扱 い を 確 保 す る た め 専 門 的 な 知 見 に 基 づ く 意 見 を 聴 く こ と が 特 に 必 要 と 認 め る と き の 審 議 会 等 へ の 諮 問

【審議事項】

今後の審議会の在り方について

【現行条例における取扱い】

本審議会については、八潮市附属機関設置条例に基づき「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について審議する。」ことを目的として設置している。

具体的な役割としては、電子計算機を利用した個人情報の提供(オンライン結合)に関する事、八潮市情報公開条例及び八潮市個人情報保護条例の改正に関することとしている。

【改正法における取扱い】

改正法第129条では、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定されており、条例に位置付けることで、審議会その他の合議制の機関を設置することが認められている。

国のガイドラインによると、この「特に必要な場合」については、「個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう」とされている。

その一方で、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならない」とされている。

これは、改正法の施行後における地方公共団体の個人情報保護制度に係る法の解釈についても、国の個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたためであり、個別の事案を法に照らして適否を判断することについて地方公共団体の審議会等への諮問することは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものである、とされている。

【方向性の検討】

国のガイドラインの内容を踏まえると、これまで本市において諮問事項としていたオンライン結合に関する事項を含め、例えば、個人情報を取り扱うシステムの導入に当たっての事前審議・点検に関する事項や一定規模の個人情報を取り扱う事務・業務の外部委

託の際の事前審議などについて類型的・包括的に諮問事項とするような規定をすることは許容されないものとする。

その一方で、これらの事項について、個別的具体的に審議会の諮問事項とすることまでは妨げられないものと解釈される。

また、これまで本市において諮問事項としていた条例改正に当たっての審議については、法第三章第三節の地方公共団体の行う施策として、地方公共団体が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるためのものであることから、改正法における審議会への諮問事項に含まれるものと考えられる。

【新たな条例の方向性】

- ① 審議会を設置する。
- ② 設置にあたっては、改正法に規定する事項について特に意見を聴く必要がある場合に適宜設置することとする。
- ③ 上記の「特に意見を聴く必要がある場合」については、次のものが想定される。
 - ア 新たな条例の制定後、条例要配慮個人情報の設定や匿名加工情報制度の実施に係る手数料の設定等、条例の改正を行おうとする場合
 - イ 個人情報を取り扱う個別の事業の実施に当たり運用面、セキュリティ面で特に専門的な知見に基づく意見を聴く必要がある場合

追加説明事項6

(その他事項 資料1 P4③イ、P5③キ 資料2 3 (2))

個人情報の定義規定(死者の取扱い)

【審議事項】

死者の情報の取扱いに関する運用について

【現行条例における取扱い】

現行の条例においては、個人情報に死者の個人情報を含むと明示した規定はないものの、死者の情報が同時に遺族等の個人情報ともいえる場合には、遺族等に係る個人情報として取り扱っている。また、その遺族の範囲については、基本的には、法定相続人に限っているところである。

【改正法における取扱い】

改正法においては、第2条第1項において、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報」と定義されており、開示請求の対象となる「保有個人情報」に死者の情報は含まれないこととされている。

また、この「個人情報」の定義の統一は、改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一貫の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできないとされている。

一方で、国の事務対応ガイドにおいては、「死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。また、この場合には、当該情報は、開示請求の対象となる。」とされている。

【方向性の検討】

現在の運用では、法定相続人と限っているが、死者の死亡当時の状況次第では、法定相続人以外の者も死者の情報が必要となる場合が想定できる。

(例)死亡者から財産以外に関する権利義務を相続した者

また、ガイドラインP13に「死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる」とある。「死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合」は、開示請求者と死者との関係性等、個別具体の状況に即して判断されるものであることから、今後は法定相続人に限られることなく、遺族等とする。ただし、開示決定に当たっては、開示請求者と死者の関係性を考慮して判断する必要があると考えられる。

【新たな条例の方向性】

新たな条例では、法定相続人に限らず、遺族等とする。ただし、開示決定に当たっては、開示請求者と死者の関係性を考慮して判断する。

※運用についての補足

・遺族の範囲

「遺族」とは、死亡した者の配偶者、子、父、母その他の親族又は死亡した者と親族関係はなくても、死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者をいう。

「法定相続人」とは、民法で定められた被相続人の財産を相続できる人である。なお、相続を放棄した人は初めから相続人でなかったものとされ、内縁関係の人については相続人に含まれない。

＜第1順位＞

死亡した人の子供

＜第2順位＞

死亡した人の直系尊属(父母や祖父母など)

※第2順位的人是、第1順位の人がないとき相続人となる。

＜第3順位＞

死亡した人の兄弟姉妹

※第3順位的人是、第1順位も第2順位の人もないとき相続人となる。

・開示請求の対象となる情報の範囲

死者である被相続人から相続した財産に関する情報については、法定相続人自身の個人情報でもあるとして、当然に開示請求権が認められる。

一方で、法定相続人自身の個人情報とまではいえない場合であっても、当該法定相続人が死者と特に密接な関係にあったことにより、当該死者の個人情報を当該法定相続人の個人情報とみなすことのできる情報がある場合については、開示請求権を保障することができるものと考えられる。

具体的には、①未成年の死者に関する情報について、その法定代理人であった者が相続人として請求する場合、②死者の医療、看護、介護などの情報について、その父母、兄弟姉妹、配偶者及び子が相続人として開示等請求をする場合、などが想定される。

ただし、この場合、開示の判断に当たっては、個別具体的に行うものとし、死者の権利利益の侵害されるおそれについても考慮をする必要がある。

追加説明事項7

(その他事項 資料1 P4③エ、資料2 3 (4))

個人情報ファイル簿の作成、公表に関する規定

【審議事項】

個人情報ファイル簿について、市のホームページで公表することについて

【現行条例における取扱い】

個人情報ファイル簿の取扱いについては、現行の条例第16条において「市長は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第9号までに掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。」とされている。

これに基づき、現在は、市役所の2階秘書広報課カウンター前に設置する「840情報資料コーナー」において紙媒体での公開を実施しているものの、市ホームページでの公開は行っていない。

【改正法における取扱い】

改正法第75条において「行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。」と規定されており、本市においてもこの規定の適用を受ける。

この公表方法については、国の機関においては、政令において事務所への備付けのほかインターネットによる公表としてデジタル庁が運用するウェブサイト(e-Gov ポータル)において行うこととされている。

一方、地方公共団体については、公表方法に関する規定はないものの、国の事務対応ガイドにおいて、「独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にあっては、例えば自組織のホームページに掲載するなど、情報通信技術を利用する適当な方法で公表する。」とされている。

【方向性の検討】

個人情報ファイルを作成及び公表をする趣旨としては、市の機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、当該機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため

る。

国のガイドライン及びこの趣旨を踏まえると、現在の紙媒体での公表方法よりも幅広く周知し、より一層の個人情報保護制度を推進していく必要があると考えられる。

【新たな条例の方向性】

個人情報ファイル簿の公表について、現在実施している「840情報資料コーナー」に加え、市ホームページにおいても公表する。

追加説明事項8

(その他事項 資料1 P4③エ、資料2 3 (4))

個人情報ファイル簿の作成、公表に関する規定

【審議事項】

1,000 人未満の個人情報ファイルを作成することについて

【現行条例における取扱い】

現行の条例においては、個人情報ファイル簿について人数に関する規定はなく、1,000 人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿に記載をしている。

【改正法における取扱い】

改正法第75条における「行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。」との規定は、第2項第1号の規定により、1,000 人未満の個人情報ファイルには適用されない。

一方で、改正法第75条第5項により、「前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」とされている。

また、個人情報の保護に関する法律のQ & A(行政機関等編)において、法の趣旨に反しない限り、1,000 人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表は妨げられないとされている。

【方向性の検討】

改正法の規定のとおり、1,000 人未満の個人情報ファイルについてはファイル簿を作成しないという案も考えられるが、「市の機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、当該機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにする」という個人情報ファイル簿の作成の目的を鑑みると、これまで同様、個人情報ファイルに記載された人数に関わらず、ファイル簿を作成する必要があると考える。

【新たな条例の方向性】

現行条例と同様、1,000 人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿を作成する。

追加説明事項⑨

市民の責務に関する規定

【審議事項】

現行条例で規定されている「市民の責務に関する規定について」、新たな条例においても規定することについて

【現行条例における取扱い】

現行条例第4条において、次のとおり規定されている。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策について協力するよう努めなければならない。

【改正法における取扱い】

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政機関等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律(改正後の個人情報保護法)に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定しているものの、市民(国民)の責務に関する規定は置かれていない。

【方向性の検討】

新たに制定する条例については法に委任された規定を定める施行条例であることを踏まえると、市民の責務を規定することは適当ではないと考える。

【新たな条例の方向性】

「市民の責務に関する規定について」は、新たな条例では規定しない。

追加説明事項10

要配慮個人情報の取扱いの制限

【審議事項】

現行条例で規定されている「要配慮個人情報の取扱いの制限」について、新たな条例においても規定することについて

【現行条例における取扱い】

現行条例第7条において、次のとおり規定されている。

(要配慮個人情報の取扱いの制限)

第7条 実施機関は、要配慮個人情報については、次に掲げる場合を除き、取り扱ってはならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。
- (4) 法令の定める所掌事務を遂行するため必要かつ欠くことができないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護を目的とするとき。

【改正法における取扱い】

「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」において、「要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは可能か」との質問に対し、「要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たります。(中略)要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。」との回答を示している。

また、同質問に対し、「法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし(法第61条第1項)、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている(同条第2項)ほか、法第63条(不適正な利用の禁止)、法第64条(適正な取得)等の定めを置いており、要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を遵守する必要があります。」と記載されている。

【方向性の検討】

要配慮個人情報については、取得制限を法施行条例で規定することは認められておらず、その取扱いについて独自に法施行条例において規定することはできない。

【新たな条例の方向性】

「要配慮個人情報の取扱いの制限について」は、新たな条例では規定しない。

追加説明事項11

保有特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供の制限

【審議事項】

現行の八潮市個人情報保護条例で規定されている「保有特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供の制限」について、新たな条例においても規定することについて

【現行条例における取扱い】

現行条例第12条の2において、次のとおり規定されている。

(保有特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供の制限)

- 第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができる。
- 3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

【改正法における取扱い】

特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により読み替える規定が規定されている。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等(個人情報保護法第二百三十三条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一項第二号に規定する独立行政法人等とみなされる個人情報保護法別表第二に掲げる法人(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的(独立行政法人等にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第五項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的)
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第六十九条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第六十九条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第八十九条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第八十九条第四項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第九十八条第一項第一号	又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)

		の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第九十八条第一項第二号	第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
第二百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号	第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)若しくは第十九条の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第二百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第二号	第二十七条第一項又は第二十八条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関等(みなし独立行政法人等を含む。)が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定(みなし独立行政法人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定)は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適

用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第八十九条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第八十九条第四項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第九十七条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限る。）

【方向性の検討】

特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により読み替えて適用される個人情報保護法が直接適用されることとなるため、規定する必要はないと考える。

【新たな条例の方向性】

「保有特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供の制限」は、新たな条例では規定しない。

追加説明事項12

電子計算機の結合の禁止

【審議事項】

現行条例で規定されている「電子計算機の結合の禁止」について、新たな条例においても規定することについて

【現行条例における取扱い】

現行条例第14条において、次のとおり規定されている。

（電子計算機の結合の禁止）

第14条 実施機関は、次に掲げる場合を除くほか、電子計算機を利用して個人情報を提供するため、市の機関以外のものの電子計算機との通信回線等による結合を行ってはならない。

- (1) 法律又はこれに基づく命令の規定によるとき。
- (2) 公益上の必要があり、かつ、提供を受けるものが十分な個人情報の保護措置を講じている場合であって、八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めるとき。

【改正法における取扱い】

国のガイドラインのP74 では、「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」とある。

【方向性の検討】

条例で独自の規定を定めることは許容されないとされているため、施行条例では、規定しない。

【新たな条例の方向性】

「電子計算機の結合の禁止」は、新たな条例では規定しない。

追加説明事項13

開示の実施時における本人確認

【審議事項】

現行条例で規定されている「開示の実施時における本人確認」について、新たな条例においても規定することについて

【現行条例における取扱い】

現行条例第28条において、次のとおり規定されている。

(開示の実施)

第28条 1～3 略

4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第17条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、当該書類の提示又は提出の必要がないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるときは、この限りでない。

現行条例では、原則として窓口において、対面による開示を実施しており、その際に現行条例第28条の規定により、開示請求者の本人確認を実施した上で開示している。

【改正法における取扱い】

改正法においては、第77条第2項の規定により開示請求時に開示請求者であることを示す書類の提示又は提出を義務づけているが、開示の実施時における手続きにおいては、本人確認に関する規定はない。

開示の実施方法については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」に示されており、①事務所における開示、②写しの送付による開示、③オンラインによる開示の3つとされている。事務対応ガイドでは、開示の実施方法等の種類に応じて次のとおり行うこととされている。

① 事務所(市役所)における開示

開示決定通知書を持参した当該開示に係る本人またはその法定代理人若しくは任意代理人に対して行う。開示決定通知を持参していない場合であっても、開示請求者が当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることが証明されれば、開示の実施を行うことができる。

② 写しの送付による開示

開示請求書に記載されている住所又は居所宛てに送付する。

③ オンラインによる開示

汎用受付等システムに開示の対象となる電磁的記録をアップロードし、それを開示請求者にダウンロードしてもらう。

【方向性の検討】

開示請求時における本人確認は、改正法第77条第2項に規定されており、これまでと同様に実施することとなる。

一方で、開示の実施時における本人確認については規定されておらず、また、事務対応ガイドにおいては閲覧等における開示決定通知を持参しなかった場合の本人確認、代理人の資格確認についての記述はあるものの、①事務所における開示、②写しの送付による開示、③オンラインによる開示においては、改正法では本人確認書類の提示又は提出を必要とする旨の記述はないため、開示の実施時の本人確認は想定していないものと考えられる。

このことから、新たな条例では、本人であることを示す書類の提示又は提出については規定しない。

【新たな条例の方向性】

条例においては、開示の実施時における本人であることを示す書類の提示については規定しない。

追加説明事項14

開示の特例

【審議事項】

現行条例で規定されている「開示の特例」について、新たな条例においても規定することについて

【現行条例における取扱い】

現行条例第 29 条において、次のとおり規定されている。

(開示の特例)

第29条 保有個人情報のうち、直ちに開示することができるものとして規則等で定めるものについては、第18条第1項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の本人は、当該実施機関が定める簡易な方法により開示を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出をする者は、実施機関が定めるところにより、当該申出に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による申出があったときは、当該申出に係る保有個人情報について、実施機関が定める方法により直ちに開示をするものとする。

現行では、「簡易な方法」として口頭による開示の請求について定めており、その対象としては、職員の「昇任試験に関する事」として、その試験の「総合得点」としている。

【改正法における取扱い】

改正法第 69 条第2項第1号に「利用及び提供の制限」の規定がされている。

法第 69 条(第 2 項)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

この規定について、事務対応ガイドのP103では、『「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に本人に対して提供をする場合も含まれる(口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。なお、求める方法のいかんにかかわらず、提供に当たっては、

提供先が本人であることについての確認が必要であり、開示等請求における本人確認の方法等も参考に、適切に対応する必要がある。)』と記載されている。

【方向性の検討】

現行では、「簡易な方法」として口頭による開示の請求について定めており、その対象としては、職員の「昇任試験に関する事」として「総合得点」としているが、これは、あくまで市の職員を対象としたものであり、直接市民に対する影響はない。

また、国のガイドラインによると改正法第69条第2項第1号の規定による提供することができる例として挙げられていることを踏まえると、これまでと同様に条例で規定する必要性は低いものと考えられることから、新たな条例においては規定しない。

【新たな条例の方向性】

開示の特例については、新たな条例では規定しない。

追加説明事項15

事業者の責務

【審議事項】

現行条例で規定されている「事業者の責務」について、新たな条例においても規定することについて

【現行条例における取扱い】

現行条例第51条において、次のとおり規定されている。

(事業者の責務)

第51条 事業者(法人等及び事業を営む個人をいう。以下同じ。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

【改正法における取扱い】

民間事業者については個人情報保護法の適用の対象とされている。

【方向性の検討】

民間事業者については個人情報保護法の適用の対象とされていること、また、新たに制定する条例については法に委任された規定を定める施行条例であることを踏まえると、事業者の責務を規定することは適当ではないと考える。

【新たな条例の方向性】

事業者の責務については、新たな条例では規定しない。

追加説明事項16

出資法人等の責務

【審議事項】

現行条例で規定されている「出資法人等の責務」について、新たな条例においても規定することについて

【現行条例における取扱い】

現行条例第51条において、次のとおり規定されている。

(出資法人等の責務)

第59条 事業者のうち市が出資その他財政支出等を行う法人であつて規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【改正法における取扱い】

出資法人等については個人情報保護法の適用の対象とされている。

【方向性の検討】

出資法人等については個人情報保護法の適用の対象とされていること、また、新たに制定する条例については法に委任された規定を定める施行条例であることを踏まえると、出資法人等の責務を規定することは適当ではないと考える。

【新たな条例の方向性】

出資法人等の責務については、新たな条例では規定しない。